

## 性的人格権から〈セクシュアリティ法〉を描写することの意味と有効性

## —その分類（領域化）の試み—

○十文字学園女子大学 片居木 英人 (001716)

〔キーワード〕 性的人格権・セクシュアリティと法・セクシュアリティ法

**1. 研究目的**

近年、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる」ことに関連した法律が次々と制定されてきている。例えば、その主だったものとして、「困難女性支援法」（2022年5月）、「AV出演被害防止・救済法」（2022年6月）、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」（2023年6月）、「刑法改正【不同意性交等罪】」（2023年6月）、「性的姿態撮影等処罰法」（2023年6月）などを挙げることができよう。

性的人格権という視点から諸法律を照射するとき、緩やかではあるが、セクシュアリティ法という輪郭を浮かび上がらすことが可能となるのではないだろうか。

本発表は、性的人格権から、関連する諸法律をセクシュアリティ法として位置づけ、分類することを試み、その意味や有効性について考察することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

まず、発表者の性的人格権の基本的な考え方を提示し、性的人格権という視点から関連する諸法律をセクシュアリティ法として位置づけ、分類（領域化）し、個々の法律の意義や問題点を探っていくことの有効性を論考するという方法をもって進めることにする。なお、本稿では、長い法律名の場合には〈略称〉にて表記することとする。

発表者は、セクシュアリティという人格についての人権を「性的人格権」とし、「人間の、個人としての性的尊厳に基づく性的自由（強制、脅迫、恐怖からの自由）や性的自己決定（自立、自律、自治への自由）を基本本質として、本人の望まないいっさいの暴力性を排除していく自由権、ジェンダーとしてだけではない、生物学的性別・性自認・性的指向による違いを理由とする差別的取扱いの是正をめざしていく平等権、多様性の尊重という視点から積極的で多面的な施策を要求していく社会権、これらの権利を集合させた、セクシュアリティという人格価値についての、個人にとっての固有の権利」と定義している（片居木英人『現代社会と人権－「共生」を考えるための15講－』法律情報出版，2021，30 - 31頁）。

こうした定義によると、セクシュアリティ法は「性的人格権から照射する〈性をめぐる個人の尊厳〉に関する規定をもつ法の総体」と、一応、とらえることができるだろう。そしてさらに、セクシュアリティ法という緩やかな輪郭の内部について各特徴や目指す法的効果を基に分類してみると、①ジェンダー平等の基本理念領域②性の多様性尊重促進・差別禁止領域③家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等領域④性売買防止・被害救済領域⑤性暴力否認・救済、処罰領域⑥性的自由の侵害、性的姿態撮影・提供等処罰・救済領域⑦セクシュアル・ハラスメント防止・救済領域⑧リプロダクティブヘルツ/ライツ領

域というように、大きく8領域として描き出すことができるであろう。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程の、とりわけ第7条及び第9条の順守。

なお、本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はない。

### 4. 研究結果

上のような8領域に、現行の法律を当てはめてみると、①教育基本法【教育の機会均等】、男女共同参画社会基本法、人権教育・啓発推進法②性同一性障害特例法、労働施策総合推進法【パワーハラスメント防止】、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法③民法【第4編親族・第5編相続】、戸籍法④売春防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、AV出演被害防止・救済法、風俗営業法、刑法【人身取引罪】⑤児童虐待防止法【性的虐待への罰則】、高齢者虐待防止法【性的虐待への罰則】、障害者虐待防止法【性的虐待への罰則】、DV防止法、困難女性支援法、刑法【不同意性交等罪】⑥ストーカー規制法【性的羞恥心の侵害】、児童買春・児童ポルノ禁止法【児童ポルノ製造・流通・単純保持への罰則】、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律【リベンジポルノ防止、提供・公開への罰則】、性的姿態撮影等処罰法⑦男女雇用機会均等法⑧刑法【堕胎罪】、母体保護法【人口妊娠中絶】、感染症予防法【性感感染症の防止・治療】、生殖医療民法特例法【生殖補助医療により出生した子の親子関係規定】、クローン技術規制法、というような構図になるだろうか。

セクシュアリティ法という分類は、その領域内に存在し機能する法律自体の「反性的人格権」な側面（名称や価値観・相互矛盾点・問題構造等）の理論化や、法解釈論・立法政策論・人権運動論の展開にとっても有効性をもつものと考えられる。

一例として、③の領域に関して、同性婚に焦点を当ててみよう。現在、それは日本社会では法律として認められていない。しかし自治体レベルにおいては同性パートナーシップ制度が採用されてきており、条例として制定されているところもある。民法や戸籍法の「夫婦」規定につき、配偶者は夫（男性）・婦（女性）の意味として解されている。法律婚として同性婚が排除されている現実、その生き方を選択している個人に社会制度上の不利益を与えている。性的人格権からセクシュアリティ法として民法や戸籍法をとらえると、根本的な背理が鮮明となり、性的人格権は②の「性の多様性尊重促進・差別禁止」領域をも巻きながら、規定改正を要求し、あるいは新たな同性婚立法を促進させる論拠となる。

### 5. 考察

性的人格権は、セクシュアリティ法としての分類（領域・問題提起化）にとって有効なだけでなく、すべての生活部にわたって「〈縛られる〉ジェンダー」や「〈閉じ込められる〉セクシュアリティ」に働きかけ、変更を求めながら貫徹していくパースペクティブ（視点）でもある。「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成」という目的にとっても（その達成方法としても）牽引力となる可能性のある基本的人権であるといえよう。